

第43号議案

(仮称)博多南駅前ビルの区域外設置に関する協議事項の一部を変更する
協議について

上記について、別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

那珂川町が那珂川市となることに伴い、那珂川町が春日市の区域内にわたって博多南駅前ビルを設置することに関する協議事項の一部を変更することについて那珂川町と協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定により市議会の議決を求めるものである。

(仮称)博多南駅前ビルの区域外設置に関する協議事項の一部を変更する
協議について

(仮称)博多南駅前ビルの区域外設置に関する協議事項の一部を変更することについて、次のとおり那珂川町と協議する。

題名中「(仮称)博多南駅前ビル」を「博多南駅前ビル」に改める。

協議事項前文中「那珂川町」を「那珂川市」に、「(仮称)博多南駅前ビル」を「博多南駅前ビル」に改める。

協議事項第1中「那珂川町」を「那珂川市」に、「春日市大字上白水884番地4」を「春日市上白水8丁目199番地」に、「(仮称)博多南駅前ビル」を「博多南駅前ビル」に改める。

協議事項第2中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

この協議による変更後の協議事項は、平成30年10月1日から適用する。